



第四次高槻市 ひとり親家庭等自立促進計画

概要版

計画策定の趣旨

ひとり親家庭等では、多くが生計の維持と子育ての両方の負担を一人で担わなければならないため、収入、住居、子どもの養育等の面で様々な困難を抱えています。

ひとり親家庭等に対する支援は、平成15年（2003年）4月から施行された「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」に基づいて総合的な施策を推進してきました。平成26年（2014年）4月には「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が公布され、名称が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。さらに、平成27年（2015年）12月に、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を実施するための「すくすくサポート・プロジェクト」が、令和元年（2019年）11月には、ひとり親家庭への就労支援や児童扶養手当制度の着実な実施などを重点施策とした「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

本市では、ひとり親家庭等を取り巻く状況を踏まえ、平成20年（2008年）3月に「第一次高槻市母子家庭等自立促進計画」を、平成25年（2013年）3月に「第二次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画」を、平成30年（2018年）3月に「第三次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等への継続的な支援を進めてきましたが、第三次計画が令和4年度（2022年度）をもって終了することから、これまでの取組みに対する評価・課題を踏まえて内容を見直し、「第四次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するものです。

基本理念

ひとり親家庭等が社会を構成する様々な家族形態のひとつとして、その親と子どもの人権が尊重され、それぞれの自力を発揮して経済的に自立することで生活を安定、向上させ、子どもをもつ親としての自信と責任をもって子どもを育てることの楽しさや喜びを感じることができるといった社会の実現を図ります。

計画期間

本計画の期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

進行管理

本計画にある施策の推進にあたっては、関係部署が密接に連携を図りながら円滑に行われるように努めます。併せて、その進捗状況を把握し、高槻市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において報告を行い、公表してまいります。



5つの基本目標を設定し、各自立支援施策について
総合的かつ計画的に推進します。

計画の内容

1 就業支援の推進

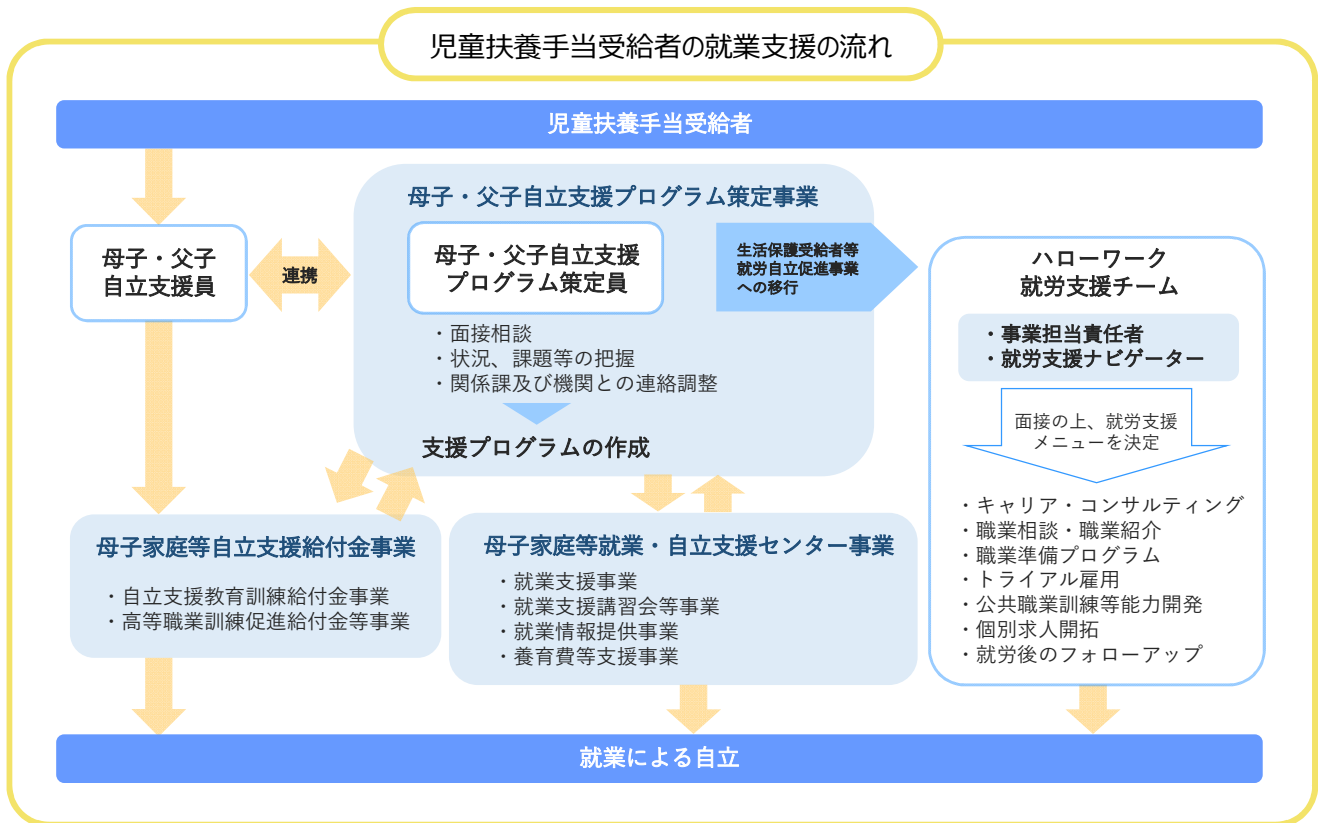
ひとり親家庭等がより良い雇用条件で就業することで安定した収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう就業支援策を推進します。

また、就職活動が円滑に進むよう、ハローワークなどの関係機関との連携を促進、強化し、就職情報の提供や雇用の促進など就業面での支援体制を整備します。

施策の内容

- (1) より良い就業に向けた能力開発等への支援
- (2) 就業機会創出のための支援
- (3) 母子家庭の母等の雇用促進のための啓発、情報提供
- (4) 母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援

児童扶養手当受給者の就業支援の流れ



2 子育てや生活支援の推進

ひとり親家庭等が、安心して子育てや家事と仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援サービスや、自立支援に関する福祉サービスの充実を図ります。

施策の内容

- (1) 保育サービスの充実
- (2) 多様な子育て支援の充実
- (3) 学童保育室の優先的利用の推進
- (4) 住宅確保に向けた支援の推進



3 相談・情報提供体制の充実

ひとり親家庭等の子育てや仕事などに対する様々な悩みや困難事に関する相談に対応するため、相談支援体制の充実を図り、ひとり親家庭等が安心して日常生活を送ることができるよう支援します。

施策の内容

- (1) 母子・父子自立支援員による相談支援の推進
- (2) 地域における相談体制の充実
- (3) 専門相談機関との連携の強化
- (4) 子育て等に関する情報提供の充実
- (5) 子どもの貧困対策に関する連携の強化

4 養育費確保及び面会交流の取り決めの支援の推進

ひとり親家庭等の児童等に対する養育費は生計を支えるうえで重要であり、また面会交流は基本的には子どもの立場からその実施が望ましいことから、養育費の確保や面会交流の取り決めに関する支援体制の充実を図るとともに、養育費や面会交流に関する認識を高める普及啓発を推進します。

施策の内容

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 相談体制の確立
- (3) 情報提供活動の推進



5 経済的支援の推進

ひとり親家庭等にとって重要な経済的な支えとなっている児童扶養手当を始めとする各種手当や貸付・助成などの制度に関する情報提供や制度の有効活用を促進するなどひとり親家庭等の経済的自立を図るための支援体制を充実します。

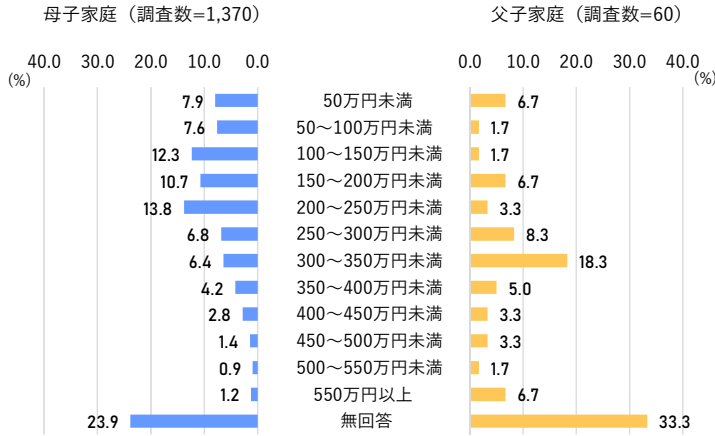
施策の内容

- (1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供及び適正な貸付
- (2) 児童扶養手当に関する情報提供及び給付
- (3) ひとり親家庭医療費助成制度に関する情報提供及び医療費助成
- (4) 保育料の優遇措置に関する情報提供及び軽減
- (5) J R 通勤定期乗車券割引に関する情報提供及び証明書交付

高槻市のひとり親家庭等の現状

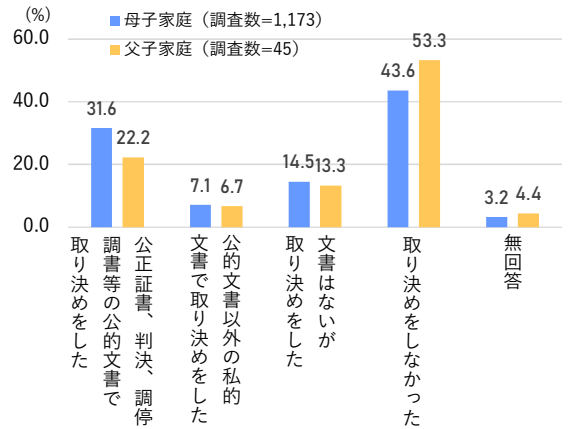
～「高槻市ひとり親家庭等自立促進計画策定のためのアンケート調査」
(令和4年(2022年)8月実施より)～

就労収入



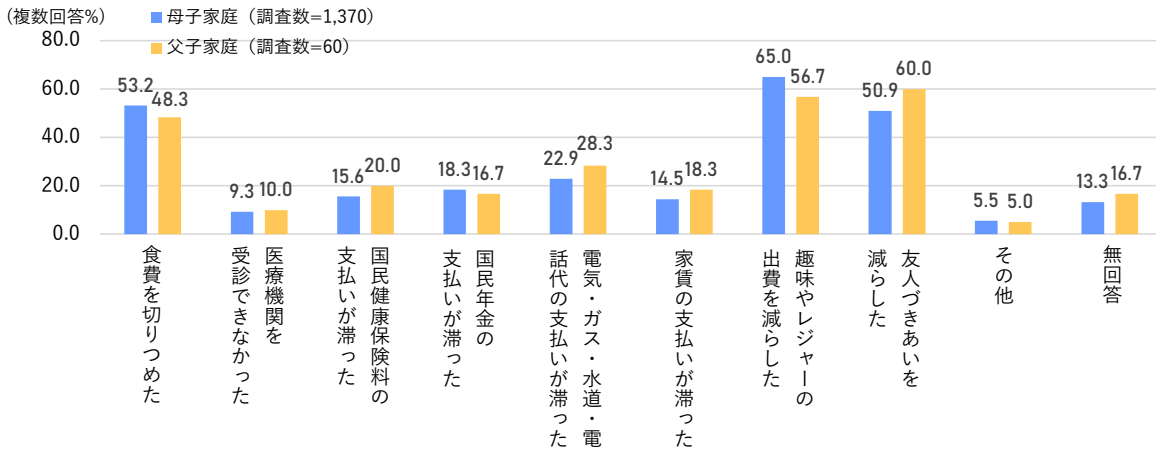
就労収入は、母子家庭で「200～250万円未満」、父子家庭で「300～350万円未満」の割合が最も高くなっています。

養育費の取り決め状況



養育費の取り決めをしなかった世帯が母子家庭で4割、父子家庭で5割を超えています。

経済的な理由で経験したことがあるもの



経済的な理由で経験したことがあるものについては、母子家庭で「趣味やレジャーの出費を減らした」、父子家庭で「友人づきあいを減らした」が6割を占め最も高くなっています。



第四次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画 概要版

令和5年(2023年)3月
高槻市子ども未来部子ども育成課
〒569-0067 高槻市桃園町2番1号
TEL 072-674-7174
メール kikusei-82@city.takatsuki.osaka.jp
<kikusei@city.takatsuki.osaka.jp>